

第 974 号
(69)

巡視船とかしき臨時修理（搭載艇揚卸装置）

仕 様 書

第十一管区海上保安本部
令和 7 年 4 月

第一章 一般

- 1 この修理は、船舶安全法その他関係法令に基づいて施工し、所要の検査に合格しなければならない。

また、検査に関する手続は請負者が行い、その検査申請に当っては、検査職員の確認を受けてから行うものとする。

なお、管海官庁に受理された船舶検査申請書の写しを検査職員及び船舶技術部に提出するものとする。

- 2 この修理の施工に当っては、監督職員の監督を受け、検査職員の検査に合格しなければならない。

- 3 この修理に使用する材料は、この仕様書で指示する場合を除き、現在使用している材料と同等の品質又はそれ以上のものを使用するものとする。

また、国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（グリーン購入法）に基づく環境物品等の調達の推進に関する基本方針において、特定調達品目として定められているものにあつては、同基本方針の「判断の基準」および「配慮事項」に適合する材料を使用する。

なお、船舶安全法等の規定により、本基準に従うことが困難な場合にあつては、監督職員の指示により処理するものとする。

- 4 この修理の施工に当り、撤去品等が発生した場合は、監督職員の指示により適法に処理するものとする。

- 5 この修理期間中、本船の保安及び災害防止並びに安全管理については、直接本船乗組員の責めに帰すべき場合を除き、請負者がその責めに任ずるものとする。

- 6 この修理の施工に当り、秘密保全に該当する場合は、秘密保全に関する誓約書に基づき、秘密の保全に努めるものとする。

- 7 施工場所が米軍施設内となる場合、立入り等する際は事前に監督職員と調整するものとし、施設内では米軍関係者の指示に従うものとする。

別途指示のない限り、施工場所は巡視船とかしきとする。

- 8 引渡し期限は令和7年12月1日、修理開始日は契約日以降とする。

- 9 (1) 第十一管区海上保安本部入札・見積者心得書を順守すること。
(2) 請負金額の支払い等その他の事項については契約書によるものとする。

第二章 船体部

搭載艇揚卸装置

搭載艇揚卸装置(㈱関ヶ原製作所製、カヤセックダビット PKM350/10)について、次の部品を取替える。

部品取替え後、乗員が実施する試運転に立会い、良態を確認する。

取外した部品は適法に処分する。

作業報告書2部(本部1部、本船1部)提出する。

【部品】

・制振装置シリンダラック部	0470341-31000	1個
・左右振動用機械組立	0470222-75100	1本
・左右シリンダ	0470323-91002	2本
・ロータリジョイント	0771736-32710	1個